

神奈川県地方最低賃金審議会の専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

神奈川労働局一般公示第 17 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、神奈川県最低賃金の決定（改正決定）に係る専門部会の委員を任命したいので、神奈川県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「神奈川地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 7 年 7 月 3 日

神奈川労働局長 児屋野 文男

記

神奈川地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、神奈川県の区域内で事業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、神奈川県の区域内で事業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。
また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切期日

令和 7 年 7 月 17 日

(3) 推薦書の提出先

神奈川労働局 労働基準部 賃金室

（〒231-8434 横浜市中区北仲通 5 丁目 57 番地 横浜第 2 合同庁舎 8 階）

別紙様式

推薦書

令和 年 月 日

神奈川労働局長 殿

推薦者（代表）

住所

氏 名

(団体の場合は所在地・名称・代表者職氏名)

神奈川地方最低賃金審議会、神奈川県最低賃金専門部会の（労働者代表／使用者代表）委員の候補者として下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

氏 ふりがな	生 年 月 日
	昭和・平成 年 月 日
現 職 (現在の所属企業・団体の名称・所在地・電話番号・役職名をすべて記入)	主 な 略 歴

内 諾 書

令和 年 月 日

神 奈 川 労 働 局 長
児屋野 文男 殿

自宅住所
氏 名
電話番号

私は、神奈川地方最低賃金審議会神奈川県最低賃金専門部会委員に任命されたときには、就任することを内諾します。

なお、私は国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しません。

(参考様式)

履 歴 書

氏 名

住 所

生年月日

学 歴

職 歴